



公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

令和5年度 ほくぶボランティア（被害者支援者）募集

— 事前研修のご案内 —

京都犯罪被害者支援センターは、犯罪や事故などの被害にあわれた方や、そのご家族またはご遺族が被害から回復するために必要な支援を行うことを目的として、平成10年（1998年）設立され、ボランティアによる電話相談、面接相談、裁判傍聴の付添などの直接的支援を行っています。

平成15年（2003年）10月、京都府公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、平成23年（2011年）4月には、京都府より公益社団法人として認定されました。現在、京都市犯罪被害者総合相談窓口、京都府犯罪被害者等支援条例における支援事業の申請窓口として、心のケア、住居や経済的支援についても相談に応じます。

これらの相談や支援は、当センターで研修を受け、認定されたボランティア（被害者支援者）が専門家のアドバイスを受けながら、関係機関との適切な連携のもとで行っています。平成28年（2016年）8月からは、京都府北部地域の支援充実のため福知山市内にて「ほくぶ相談室」の業務を開始しました。

この活動が広がることにより、社会全体で被害者をサポートする環境づくり、ひいては社会全体の安全を得られるための一助となることを願っています。

ぜひ、研修を受講していただき、この活動にご参加ください。

- 募集人員：5人程度（20歳以上）
- 受講料：無料
- 応募手続：次の書類を事務局までご提出ください。
 - ① 被害者支援者申込書
 - ② 作文…応募動機について800字以内
- 募集期間：令和5年10月10日（火）～11月15日（水）（当日消印有効）
- 選考：① 一次審査：書類選考 ② 二次審査：面接
二次審査を通った方に、事前研修を受けていただきます。
なお、選考結果のいかんにかかわらず応募書類は返却いたしませんのでご了解ください。
- 研修会場：福知山市内
- 応募書類の送付等、お問合せは事務局までお願いします。

事務局 〒602-8018 京都市上京区衣棚通出水上ル御霊町 63 番地 交通安全会館

電話・FAX：075-415-3008（平日 10：00～18：00）

E-mail：k7830@kvsc.kyoto.jp

HP：https://kvsc.kyoto.jp



KVSC

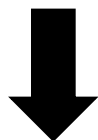
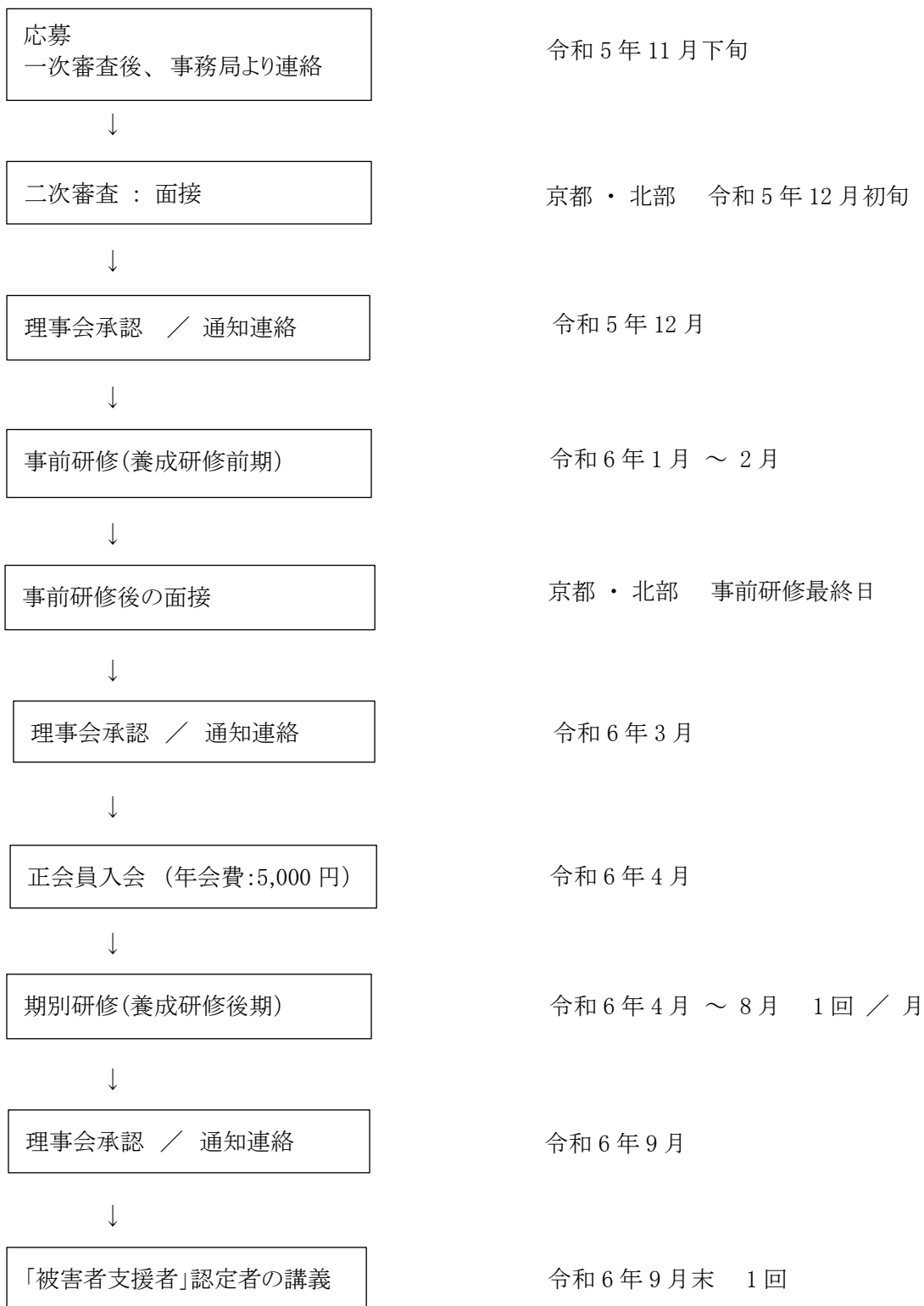
令和5年度 事前研修プログラム ほくぶ

月日	時間	内容	講師
令和6年 1月15日 (月)	13:00~13:15	開講式・オリエンテーション	KVSC事務局
	13:15~14:35	被害者支援の歴史と現状	KVSC副理事長
	14:45~15:45	京都犯罪被害者支援センターについて	KVSC事務局
1月22日 (月)	13:00~14:20	犯罪被害の実情・警察の被害者支援	京都府警察犯罪被害者支援室
	14:30~15:50	弁護士会の取組み・刑事手続きの流れ	KVSC理事・弁護士
2月1日 (木)	13:00~14:20	被害を受けた人の心理	KVSC専門委員・精神科医
	14:30~15:50	性暴力被害者への支援	京都府警察犯罪被害者支援室
2月5日 (月)	13:00~14:20	被害者支援に携わる人々の課題	KVSC理事・臨床心理士
	14:30~15:50	DV・虐待について	京都府家庭支援総合センター
2月9日 (金)	13:00~14:20	検察官の業務と被害者支援	京都地方検察庁
	14:30~15:50	行政との連携	京都府・北部5市2町
2月15日 (木)	13:00~14:20	被害者の声を聴く	ご遺族
	14:30~15:50	交通犯罪の被害者	KVSC副理事長
	15:50~16:10	閉講式・オリエンテーション	KVSC事務局

KVSC : Kyoto Victim Support Center (京都犯罪被害者支援センター)

- 色付きの講座は、京都開催会場とのWEB講座です。
- 予定を変更する場合がありますことをご了承ください。

ボランティア（被害者支援者）養成の流れ



※日時予定を変更する場合がありますこと、ご了承ください。

被害者支援者として令和6年10月から活動開始
(公社) 京都犯罪被害者支援センター
○電話相談担当等
○ボランティア全員研修：月例研修(継続研修) 1回 / 月

京都犯罪被害者支援センターの活動内容

※相談・支援は無料です。秘密は厳守します。

● 被害者を支援するために (被害者支援活動)

認定を受けたボランティアが、専門家のアドバイスを受けながら、関係機関との適切な連携を得て、次のような支援を行っています。

・電話相談

被害にあった方だけでなく、ご家族や周りの方の相談も受けつけています。



・面接相談

必要に応じて、臨床心理士や医師、弁護士などの専門家による心理相談や法律相談が受けられます。



・直接的支援

裁判の傍聴付添や代理傍聴のほか、検察庁や弁護士事務所等への付添、被害者への各種給付金申請補助等の直接的な支援も行います。



● 支援の輪を広げるために

被害者をサポートできる環境を整えるため、次のような活動も行っています。

・相談員の養成及び研修

しっかりと被害者等を支えることができる相談員を養成するため、また、相談員の質の向上のため、各方面から講師を招き、研修を続けています。

・刑務所、家庭裁判所、拘置所での講話

刑務所、家庭裁判所、拘置所等からの依頼を受け、被害者等の心情などを伝える「講話」をしています。

・犯罪被害者手記集「ともしび」の発行

被害者等の想いを綴った「ともしび」を発行しています。

・フォーラム、講演会の開催

犯罪被害者等の現状を多くの人に知っていただき、みんなで被害者を支える社会を目指して、フォーラムや講演会を開催しています。

- ・広報啓発活動（街頭でのチラシ配布など）
- ・調査研究活動（アンケート調査など）
- ・自助組織への支援